

1 東京都看護職員地域就業支援施設（以下「支援施設」という。）の公募の趣旨

地域における看護職員確保対策の拠点となる支援施設を公募及び関係団体等からの推薦により選定し、看護職員確保対策を一層推進することを目的とします。

2 支援施設の役割

支援施設は、「東京都看護師等就業協力員」（支援施設協力員）を設置して、再就業を希望する離職中の看護職に対する復職支援研修及び再就業支援相談を行います。

支援施設協力員は、看護管理者又は管理職等で看護業務に理解の深い者から選定し、東京都が委嘱します。

復職支援研修及び再就業支援相談は、支援施設協力員が東京都ナースプラザから派遣する「東京都看護師等就業協力員」（本部協力員）と連携して実施します。

3 公募の概要

(1) 提出書類

以下のGoogleフォームの各設問にご回答いただき、送信してください。

令和8年度「東京都看護職員地域就業支援施設」応募票（施設コース）

（研修開催日程希望票を含む）

【Googleフォーム掲載ページ】

東京都ナースプラザ>施設の方へ>復職支援研修実施施設（地域就業支援施設）の募集
（URL）https://www.np-tokyo.jp/facility/support_hospital/

(2) 添付書類

以下の書類をメールにて東京都ナースプラザまでご提出ください。

ア 施設及び看護部門の組織図

イ 【診療所、訪看ST】施設の理念（方針）及び令和8年度（未定の場合7年度）の目標

【高齢者施設】看護部門の理念（方針）及び令和8年度（未定の場合7年度）の目標

ウ 看護職員の継続教育のための研修プログラム ※訪看ST、高齢者施設のみ

エ 情報管理・個人情報の取扱い等に関する指針

オ 医療安全管理対策に関する指針またはマニュアル

カ 感染管理関係マニュアル

キ 各法に基づく直近の立入検査・指導検査の指摘・指導事項及び改善報告

※ オ・カについて、枚数が多い場合は目次のみで可、改定日が分かる箇所添付

(3) 応募期間及び添付書類提出先

下記応募期間中に、提出書類（上記3（1））をGoogleフォームにて、添付書類（上記3（2））をメールにて東京都ナースプラザまでご提出ください。

【応募期間】令和8年2月20日（金曜日）から令和8年4月3日（金曜日）15時まで

【添付書類提出先】

東京都ナースプラザ 看護師等確保対策事業係

電話：03-6276-1718

メールアドレス：shien@np-tokyo.jp

(4) その他

施設は年間3クール(各クール3日間)の研修と、受講生の希望に応じた1日の研修を年4回実施可能なことを前提条件として公募します。

(5) 選定方法

応募していただいた施設の中から、「東京都看護職員地域就業支援施設選定基準」に基づき、「東京都看護職員地域確保支援事業に係る地域就業支援施設選定委員会」の審査により、地域の看護職員確保の拠点としてふさわしく、かつ事業の目的に沿うと認めた施設を支援施設として選定します。

(6) 選定結果通知

審査後、応募者に対し、審査結果を4月下旬から5月上旬頃に通知します。

なお、審査内容に関する質問には、一切お答えできません。

(7) 応募に係る経費の負担等

この応募に係る経費は、応募者の負担とします。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。(いただいた施設等の情報については、本選定に関する事務にのみ使用させていただきます。)

4 選定後の予定

(1) 選定された施設に対し、東京都が支援施設として指定

東京都看護師等就業協力員(支援施設協力員)就任の手続き

(2) 合同説明会の実施(東京都ナースプラザにて5月上旬開催予定)

(3) 東京都ナースプラザ(契約者:公益社団法人東京都看護協会(以下、「看護協会」))と支援施設との間で、事業実施の委託契約を締結

(4) 支援施設から東京都ナースプラザに対し、事業計画書等を提出

(5) 準備期間を経て、支援施設が復職支援研修及び就業支援相談を実施

(6) 請求に基づき看護協会(東京都ナースプラザ)から支援施設へ、委託料(実績・確定額)を支払

5 問合せ先

○書類の提出に関すること

東京都ナースプラザ 看護師等確保対策事業係

電話 03-6276-1718

○事業内容に関すること

東京都保健医療局医療政策部医療人材課(看護担当)

電話 03-5320-4447

本事業は、東京都議会において令和8年度東京都歳入歳出予算が可決された場合に実施となります。

議決の延期等により、事業実施に支障が出る際には、公募説明会参加施設および資料送付施設に別途ご連絡いたします。

また、東京都ナースプラザのホームページにも掲載いたします。